# 委 員 会 会 議 録

（社）滋賀県トラック協会

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 平成２５年度 第１回 物流ビジョン委員会 |
| 開催日時 | 平成２５年４月４日（木）　１３：３５～１６：１０ |
| 開催場所 | 滋賀県トラック総合会館　２Ｆ「特別会議室」 |
| 出 席 者 | 委員６名、事務局３名 |

協　　議　　内　　容

定刻より５分遅れて開会。
開会にあたり岡田会長から景気の動向に触れ、あいさつされた。
続いて、田中委員長からあいさつがあった後、議事進行を行った。

（１）平成２５年度事業計画及び予算案について

事務局中野から資料１により説明があった。

続いて、会長から事務局組織の見直しとして、現在、草津市の社労使・中嶋事務所に協会事務局の就業規則等の規程集作成を依頼している旨報告があった。

（２）国交省・全ト協の動向について

会長から全ト協の中小事業者が抱える諸課題検討委員会の議事内容について、契約書面化、多重構造、荷主とのパートナーシップ問題を中心に資料２により説明があった。

続いて、出席委員から運賃問題について次の発言があった。

・　多重構造を含めて運賃問題は避けてとおれない。
・　帰り荷の運賃が行きの運賃になっている。
　又、荷主は出入りしている運送事業者１社に運賃の値下げを先ずは言ってくる。そして出入り業者全体に徐々に運賃を下げてくる。
・　荷主の物流子会社を通じて荷物を出してくるのが最近は多い。
・　新規許可事業者の荷主は真の荷主ではなく、運送会社の下請けが多い。
・　大手は大手として元請け力も必要である。
・　運賃は届出制であるが、認可運賃のように運賃の指針があれば荷主との運賃交渉の際助かる。
・　元請け責任で、荷主から貰う運賃よりも高い運賃を傭車先に支払わなければならない時がある。
・　本来、待ち時間、積み込み時間も運賃に反映させるべきである。今は、無償で積み込みまで運送事業者で行っているのが現状である。

との意見があったが、これらの問題については中小事業者の抱える諸課題検討小委員会である程度先が見えた時点で会長から報告を貰い、再度検討していきたいと委員長から発言があった。

（３）滋賀県トラック協会の将来ビジョンについて

①組織について

・役員選出方法等について（会長・副会長・理事）

事務局中野から前回委員会の纏めについて資料３により説明があり、役員選考方法について検討されたところ次により決定された。

会　長

現会長が、次期会長候補者（予定者）を指名する。

流れとして、①指名の時期は、１０月末日までとする。
②１１月の現行・正副会長会議で承認
③１１月の現行・理事会で承認

※年齢制限として、就任時の年齢は満７０歳以下とする。
※就任期間制限は、３期６年とする。
※Ｇマーク取得などの資格要件は、就任当時はＧマークを取得しても途中でなくなる場合も考えられるため内規には謳わないこととし、弾力的に取扱う。
ただし、原則として副会長経験者の中から指名する。

副会長

次期会長候補者は現会長と協議し、次期会長候補者の意見を尊重し、次期副会長候補者（予定者）４名以内を指名（選出）する。

流れとして、①指名の時期は、１１月末日までとする。
②１２月の現行・正副会長会議で承認
③１２月もしくは１月の現行・理事会で承認

※年齢制限として、就任時の年齢は満７０歳以下とする。
※就任期間制限は、特に定めない。
※Ｇマーク取得などの資格要件は、会長と同様に内規には謳わない。

理　事

全地域から推薦（臨時総会の実施）

※１２月もしくは１月の現行・理事会で承認

※人数については、今までどおり各地域の会員数で按分するが、湖西支部は２名とする。

（大津３・湖南６・甲賀５・湖東５・彦根３・湖北３・湖西２（副会長含む）合計２７名）

※年齢制限として、就任時の年齢は満７０歳以下とする。

※就任期間制限は、特に定めない。

※Ｇマーク取得などの資格要件は、副会長と同様に内規には謳わない。

委員長から、上記決定事項については次回委員会で再度確認のうえ、正副会長会議に上程し、理事会で承認を得たいと述べられた。

②役員に関する記念品贈呈内規について

事務局中野より本年４月１日付けで退任された宮津理事及び河井理事の記念品贈呈についてご協議頂きたいと述べ、検討されたところ宮津理事については内規どおり記念品を贈るが、河井理事については会費未納が３期分もあるため当委員会では記念品を出さないことで決定され、次回理事会に上程することになった。

③役員の旅費・日当について

④事務局組織の在り方について

会長から時間の都合上、上記検討事項２つについては次回委員会で検討するが、事務局の就業規則等規程については次回委員会に草津市の社労使・中嶋事務所に出席して貰いご検討を頂きたいと発言された。

（４）その他

種村専務から、健康診断受診促進事業については交付金の使用を禁じられていたが、４月１日付けで国土交通省から交付金の使用が認められた旨の報告があり、検討されたところ一般会計からの支出予定を交付金会計の支出に変更することになった。

次回委員会開催予定　　平成２５年５月１４日（火）１３時３０分～　於：協　会